

文化交流創成コーディネーター/Intercultural Coordinator (ICCO) 資格認定制度規程

(目的)

第1条 日本国際文化学会（以下「本学会」という。）は、文化交流創成を促進し社会に貢献する実践者の育成に資するために、文化交流創成コーディネーター/Intercultural Coordinator (ICCO) 資格認定制度（以下「本制度」という。）を設け、所定の資格要件を満たした者に文化交流創成コーディネーター/Intercultural Coordinator (ICCO) 資格（以下「本資格」という。）を認定する。

(運営組織)

第2条 本学会は、本制度運営のために以下の委員会と事務局を設置する。

- (1) 文化交流創成コーディネーター資格認定制度教育プログラム参加認定委員会
- (2) 文化交流創成コーディネーター資格認定制度資格審査委員会
- (3) 文化交流創成コーディネーター資格認定制度運営事務局

第3条 第2条で定める委員会と事務局の役割と委員の任命については、以下の各項により定める。

- (1) 文化交流創成コーディネーター資格認定制度教育プログラム参加認定委員会（以下「教育プログラム参加認定委員会」という。）は、教育プログラム参加申請を審査、承認し、本学会常任理事会に報告する。
教育プログラム参加認定委員会の委員は、本学会常任理事会が本学会の会員と教育プログラム参加大学の中から委嘱する。委員定数は3名から5名とし、任期は2年とする。再任は3期までとする。委員会の細則を別に定める。
- (2) 文化交流創成コーディネーター資格認定制度資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）は、本資格の申請を審査、認定し、本学会常任理事会に報告する。
資格審査委員会の委員は、本学会常任理事会が本学会の会員と教育プログラム参加大学の中から委嘱する。委員定数は3名から5名とし、任期は2年とする。再任は3期までとする。委員会の細則を別に定める。
- (3) 文化交流創成コーディネーター資格認定制度運営事務局（以下「運営事務局」という。）は、本制度運営の実務を担当する。
運営事務局は、本学会常任理事会が本学会会員の中から担当者を委嘱する。

(教育プログラム参加大学)

第4条 大学、学部、学科、大学院研究科、専攻、専修課程、コース等の大学教育組織は、本制度に参加するために、本資格に必要な科目履修を提供する教育プログラム参加認定を申請し、教育プログラム参加認定委員会が、委員会の定める審査基準により審査し、承認する。

2 教育プログラム参加大学教育プログラム参加大学は、学部あるいは研究科ごとに、資格制度維持協力金2万円を年度ごとに納入する。

3 教育プログラム参加申請の申請書と必要書類は教育プログラム参加認定委員会が定める。

(短期集中セミナー)

第 5 条 本学会は、教育プログラム参加大学との協力により、文化交流創成の体験型学習の機会として短期集中セミナーを毎年開催し、受講した学生から修了報告書を受け、受講証明を発行する。

2 本資格を取得しようとする学生は、短期集中セミナーを受講することが望ましい。

3 本資格を取得しようとする学生が、個別の事情によって短期集中セミナーを受講できない場合には、文化交流創成の体験型学習の実績について記載した学習活動報告書を提出しなければならない。

4 短期集中セミナーの開催要領等は、本学会常任理事会において定める。

(資格認定申請)

第 6 条 本資格を取得しようとする学生は、教育プログラム参加大学において教育プログラム認定科目を履修し、所定の単位を取得していなければならない。

2 本資格認定の申請は、希望する学生本人が、所定の資格認定申請書と教育プログラム科目履修を証する所属大学発行の成績証明書および短期集中セミナー修了報告書(写し)または学習活動報告書を資格審査委員会に提出することで行う。

3 申請者は、申請手数料 5000 円を納入し、納付書(写し)を申請書に添えて提出する。

4 申請期間は、毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日とする。

5 資格認定申請書の書式は資格審査委員会が定める。

(資格認定審査)

第 7 条 資格審査委員会は、提出された申請書等の書類審査によって、所定の科目履修、短期集中セミナーまたはそれに準ずる実践学習成果を収めていると判定した者に対して、本資格を授与することを決定する。

2 認定された者に対して、文化交流創成コーディネーター認定証を交付する。

3 審査基準は資格審査委員会が別に定める。

(運営経費)

第 8 条 本制度の運営経費は、教育プログラム参加大学による資格制度維持協力金と申請者による申請手数料をもって、これにあてる。

2 運営経費の管理は運営事務局が担当し、本学会の常任理事会が責任を持ち、監査役の会計監査を行う。

(規程の改廃)

第 9 条 本規程の改廃は、本学会常任理事会の議によるものとする。

付則

本規程は、2014 年 7 月 6 日より施行する。

付則

本規程は、2016 年 7 月 16 日より施行する。